

事務連絡
令和5年4月7日

愛知県所管の準学校法人経理担当者様

愛知県民文化局県民生活部
学事振興課私学振興室長

36 専修学校・各種学校のみを設置する学校法人が作成する計算書類について

私立学校法第64条第4項の専修学校・各種学校のみを設置する学校法人におかれては、学校法人に準じ、学校法人会計基準(昭和46年文科省令第18号)に基づいた決算書及び予算書を作成されるよう、平成5年10月6日付け総務部長通知で示したところです。

近時、一部の法人において、決算書(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書及びその附属書類)及び予算書について、一部不備及び作成漏れ等が見受けられますので、学校法人会計基準を参照のうえ、遺漏のないようにしてください。

当該会計基準の規定上、必要とされる附属書類及び省略できる会計処理等について、別添のとおりとりまとめましたので、参考にしてください。

担当 指導グループ
電話 052-954-6186
FAX 052-971-9889
電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

知事所轄法人に対する学校法人会計基準上の特例

別添

| 科目と附属表 | 愛知県所轄法人 | | 備考 |
|------------------------------|-------------------|---------------|---------------------------|
| | 高校を設置しない法人(注1) | 高校を設置する法人 | |
| 資金収支計算書 | | | |
| 科目 | 可 | 可 | |
| 教育研究経費と管理経費を区分せず、経費として計上すること | | | |
| 備品につき教育研究用と管理用を区分しないこと | 可 | 可 | |
| 人件費内訳表 | 省略不可 | 省略不可 | |
| 活動区分資金収支計算書 | 省略可 | 省略可 | |
| 資金収支内訳表 | 省略可 | 省略可 | 単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要 |
| 事業活動収支計算書 | | | |
| 科目 | 可 | 可 | |
| 教育研究経費と管理経費を区分せず、経費として計上すること | | | |
| 事業活動収支内訳表 | 省略可 | 省略可 | 単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要 |
| 附属書類 | 他部門(保育園等)を有す法人を除く | 2以上課程を置く高校を除く | |
| 貸借対照表 | | | |
| 科目 | 可 | 可 | |
| 備品につき教育研究用と管理用を区分しないこと | | | |
| 4号基本金を組入れないこと | 可 | 不可 | |
| 徴収不能引当金の計上 | 省略可 | 省略不可 | |
| 固定資産明細表 | 省略不可 | 省略不可 | |
| 借入金明細表 | 省略不可 | 省略不可 | 借入金が存在する法人の場合 |
| 基本金明細表 | 省略可 | 省略不可 | |

(注1)「高校を設置しない法人」とは会計基準の規定上は幼稚園のみを設置する法人を指していますが、専修学校・各種学校のみを設置する法人においても、これに準じて対応されるようお願いいたします。

知事所轄法人に関する特例

別表

| 科目と附属表 | 知事所轄法人 | | 学校法人会計 基準上の根拠 | 備考 |
|------------------|---------------|-----------|------------------|---------------------------|
| | 高校を設置しない法人等*1 | 高校を設置する法人 | | |
| 資金収支計算書 | | | | |
| 科目 | 可 | 可 | 別表第一(注) | |
| 附属表 | 省略不可 | 省略不可 | | |
| | 省略可 | 省略可 | 第37条 | |
| | 省略可 | 省略可 | S48年通知*2 | 単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要 |
| 事業活動収支計算書 | | | | |
| 科目 | 可 | 可 | 別表第二(注) | |
| 附属表 | 省略可 | 省略可 | S48年通知*2 | 単設校設置法人に限る 複設法人は内訳表作成要 |
| 貸借対照表 | | | | |
| 科目 | 可 | 可 | 別表第三(注) | |
| 附属書 | 省略可 | 省略不可 | 第39条 | |
| | 省略可 | 省略不可 | 第38条 | |
| | 省略不可 | 省略不可 | | |
| | 省略不可 | 省略不可 | | 借入金がある法人の場合 |
| | 省略可 | 省略不可 | 第37条 | |

*1 専修・各種学校のみを設置する法人を含む

*2 「都道府県知事を所轄庁とする学校法人における学校法人会計基準の運用について」(昭和48年2月28日付け文部省管理局长通知)